

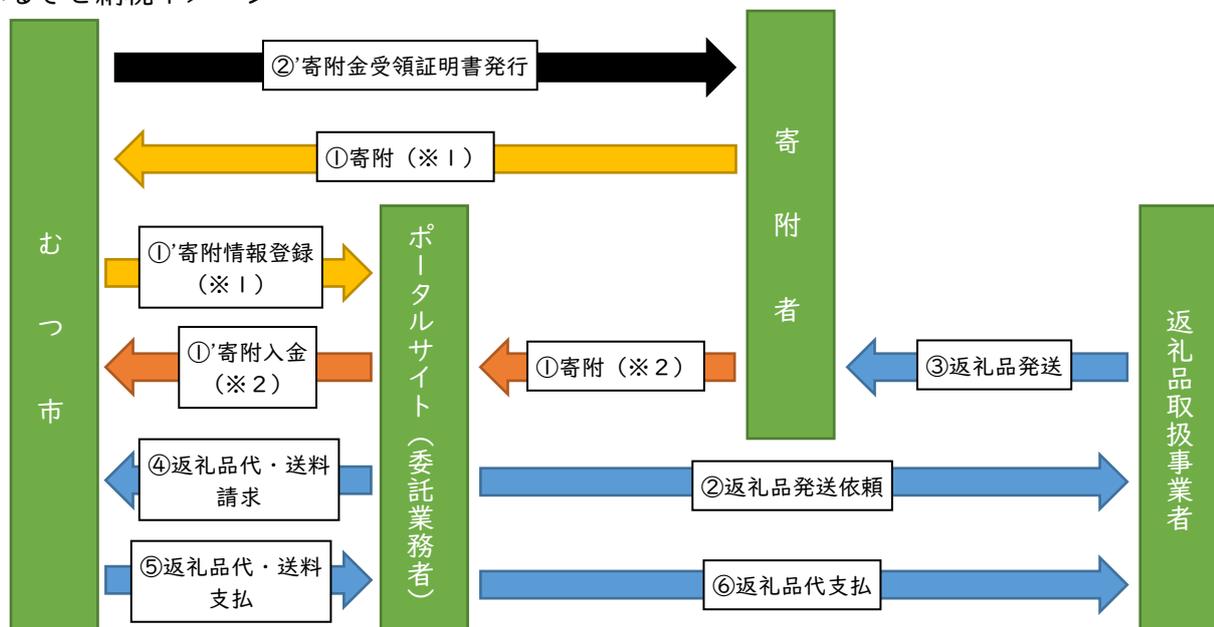
むつ市ふるさと納税返礼品取扱事業者指定要領

1. 目的

むつ市では、むつ市に対してふるさと納税いただいた寄附者へ感謝の意を表するとともに、むつ市特産品および役務を返礼品として送っている。

返礼品の送付により、むつ市および特産品の認知度向上、販路拡大、そして地域経済の活性化が期待されるため、一定の基準を遵守して返礼品を随時提供できる事業者を指定するものである。

2. ふるさと納税イメージ



(※1) むつ市で寄附受付後、寄附情報を委託事業者へ提供

(※2) ポータルサイトが代行して寄附受付し、その後むつ市に入金

3. 事業者要件

以下の要件を原則満たすこと

1. むつ市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等を有する法人、団体または個人事業主であること
2. 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売または役務の提供を行っていること
3. 返礼品を安定的に供給、または、その見込みがあること
4. 返礼品の受発注および納品の管理のため、電話、メール等の通信手段を有し、発送作業または役務の利用券の発行作業、その他発生した事故・トラブルへの対応等、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること
5. 市税の滞納がないこと
6. 暴力団員等または暴力団密接関係者でないこと
7. ふるさと納税に係る総務省やむつ市からの通知への対応が可能であること

※ただし、上記の要件を満たしている場合でも、総合的に判断し、むつ市が適当でないことを認められた場合は、返礼品取扱事業者に指定することはできません。

4. 返礼品要件

以下の要件を原則満たすこと

1. むつ市内で生産されたもの
2. むつ市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
3. むつ市内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応に付加価値が生じているもの
4. 近隣の自治体で生産されたものと混在することが避けられないもの（米など）

5. むつ市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴からむつ市独自の返礼品であることが明白なもの
6. 関連する複数の返礼品をセットで提供する場合、主要なものがむつ市の特産品など基準に該当するものであること
7. むつ市内で返礼品として提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分がむつ市と相当程度関連性のあるもの
8. 平成31年4月1日付け総務省告示第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4地場産品基準（告示第5条関係）（1）、（2）や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合する返礼品とすること